

令和5年度 第1回丸亀市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和5年8月3日（木） 午後2時00分開会～午後2時40分閉会

2 場 所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 14名

森崎 博子	大西 裕子	大西 栄子	竹一 律子
篠原 友美	石川 正志	宮井 陽一郎	
田宮 浩一	和田 節代	吉本 博之	奥澤 日登美
片岡 厚子	山岡 陽一	伊藤 賢宏	

欠席委員 3名

福濱 登美子	宮武 亮	西庄 かほる
--------	------	--------

説明のため出席した者

税務課	課長	井上 孝敏
健康課	課長	合田 三枝
	担当長	安藤 和代

傍聴人 1名

事務局職員出席者

健康福祉部 部長	奥村 登士美
保険課 課長	岸本 圭一
	副課長 新開 美沙子
	担当長 魚本 和代
主査 小野 佳代子	

議事

3 次第

〔1〕開会

＜司会＞

定刻より少し早い時間ではございますが皆様お揃いになりましたので、只今より、令和5年度第1回丸亀市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ここで、お知らせがございます。本会の会長であります木村 洋一委員ですが、推薦団体内部の役職交代により、7月7日までの任期となりました。

そのため、本会の会長が、新たに選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきます、保険課の新開と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔2〕委嘱状交付

それでは、最初に、新たに丸亀市国民健康保険運営協議会委員になられた2名の方に委嘱状の交付を行わせていただきます。

こちらでお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきますよう、お願ひいたします。

(公益代表) 田宮 浩一 様

(被用者保険等保険者代表) 伊藤 賢宏 様

ありがとうございました。なお、委嘱期間につきましては、先ほど部長が読み上げました通り、令和7年5月31日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これをもちまして委嘱状交付式を終了いたします。

〔3〕部長あいさつ

続きまして部長より、皆様にご挨拶を申し上げます。

＜部長＞

皆さん、こんにちは。

丸亀市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、丸亀市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素より本市の保険福祉行政に多大なご理解とご協力をいただき、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、本市の国民健康保険でございますが、健全な国保事業を運営するため、保健事業の充実や医療費の適正化、保険税収納率の向上などに取り組んでいるところであります。昨年度の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、関係各所のご協力をいただきつつ、状況に合わせて対応することにより、実施することができました。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類となり、基本的な感染対策は個人や事業者の判断に委ねられていますが、新型コロナウイルス感染症は、一定の流行が続くと予測されているため、引き続き感染防止対策を行いながら、事業を進めてまいります。

今後も、国民健康保険の被保険者の皆様が、安心して医療を受けられるよう、国保事業運営の安定化に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

毎日暑い日が続いておりますが、健康には十分気を付けて、ご活躍いただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

<司会>

ありがとうございました。

それでは、次に資料の確認をさせていただきたいと存じます。

・本日の「次第」

- ・報告第1号 令和4年度 丸亀市国民健康保険特別会計決算について
- ・報告第2号 令和4年度 丸亀市国民健康保険診療所特別会計決算について
- ・資料①国民健康保険税 収納率の推移
- ・資料②国保(0~74歳)被保険者数の推移ほか
- ・資料③1令和5年度における今後の国の制度改革等について
- ・「支え愛の国民健康保険へ！」
- ・「令和4年度版 国保だより」

が事前にお送りしました資料です。

さて、ここで報告でございます。

本日の協議会は、委員定数17名のうち14名の、ご出席をいただいております。丸亀市国民健康保険運営協議会規則第4条第3項の規定に基づく、委員定数の半数を超えており、かつ、丸亀市国民健康保険条例第2条各号に掲げる委員の区分ごとに、1名以上の定足数を満たしておりますことから、本協議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

[4] 会長（及び副会長）の選任

それでは、これより早速、議事を始めさせていただくわけですが、最初に、当丸亀市国民健康保険運営協議会の会長の選任をお願いしたいと存じます。

なお、会長の選任につきましては、丸亀市国民健康保険運営協議会規則第3条第2項により、丸亀市国民健康保険条例第2条第3号の委員であります、公益を代表する委員のうちから、全委員の互選により定めることになっております。

なお、公益を代表する委員は、田宮委員、和田委員、吉本委員、奥澤委員、片岡委員の5名の方々でございます。いかがいたしましょうか。

<奥澤委員>

事務局案がございましたらご提案いただけませんでしょうか。

<事務局>

失礼します。保険課長をしております岸本です。よろしくお願ひいたします。事務局の案といたしましては、会長には、これまで副会長を歴任されておりました「和田委員」に、お願いできればと考えております。

また、その場合、副会長が不在となります。副会長も公益を代表する委員の方から選出する必要がございます。そこで、木村委員の後任であります「田宮委員」にお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。

<吉本委員>異議なし。

<司会>

只今、異議なしとのお声をいただきましたが、和田委員が会長、田宮委員が副会長に就任するということで、よろしいでしょうか。

ご承認につきましては、委員の皆様の拍手をもって決したいと存じます。ご異議の無い方は、拍手をお願いいたします。

～ 拍 手 ～

ありがとうございます。

それでは、会長に和田委員、副会長に田宮委員が就任することに決定いたしました。

[5] 会長あいさつ

それでは、正副会長を代表して、和田会長から就任のご挨拶をよろしくお願ひいたします。

<会長>

国保運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和5年度第1回目の国保運営協議会ということでございますが、先ほど会長という大役をおおせつかりまして、責任の重さを痛感しているところでございます。皆様方のご協力により、国保運営協議会の円滑な運営に少しでもお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

先ほど、部長のご挨拶にもございましたが、新型コロナウィルス感染症が、本年5月8日

より5類感染症に分類が変わり、ようやく日常生活が戻ってきた感がございます。しかしながら、感染者数は再び増加している状況にあり、完全な終息に向けては、なお見通しがたっていないなか、今後も引き続き基本的な感染防止対策を行ってまいりたいと考えております。

さて、平成30年度に新たな国保制度が施行され、国保の運営が県単位となり5年が経過いたしました。県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担いつつ、県と市が一体となって事業の広域化や効率化を推進し、おおむね順調に進んでいるようでございます。

国は今後の方向性として、保険料水準の統一に向けた取り組みや、医療費適正化の推進をより一層進め、県単位化の趣旨のさらなる深化を図るとしております。当運営協議会といましても、国保制度の動向を見守り、必要な意見を述べてまいりたいと思います。

本日の協議会は、この後、「丸亀市国民健康保険会計」及び「診療所会計」の令和4年度決算について報告が予定されております。

委員の皆様におかれましては、本市の国保事業の円滑な運営のため、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げまして、挨拶といたします。

<司会>

ありがとうございました。

それでは、運営協議会規則第4条第1項の規定により、「会長が協議会の議長となる。」とされておりますので、これから議事進行につきましては、「和田会長」にお願いいたします。

[6] 会議録署名委員の指名

<会長>

それでは、規則に基づきまして、議長をさせて頂きます。

議事（2）、会議録署名委員の指名につきましては、協議会規則第7条の規定により議長が指名することとなっております。

本日は、竹一委員と吉本委員のご両名にお願いしたいと思います。

（両委員承諾）

よろしくお願いいいたします。

[7] 報告事項

それでは、議事（3）報告事項に移ります。

報告第1号「令和4年度丸亀市国民健康保険特別会計決算」、並びに、報告第2号「令和4年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計決算について、関連がありますので一括して事務局よりご説明をお願いします。

<事務局>

資料1ページ 報告第1号の国民健康保険特別会計決算について説明いたします。

時間の都合上、説明はポイントを絞って、簡潔に済ませたいと考えております。あらかじめご了承ください。

最初に国保会計の歳入でございます。令和4年度決算額の欄をご覧ください。

1款国民健康保険税が20億4,670万円余、被保険者数が減少したことなどに伴い、前年度と比較して、1億1,660万円余の減となりました。

なお、税の収納率につきましては、資料①丸亀市国民健康保険税 収納率の推移のグラフをご覧ください。

令和4年度につきましては、コンビニでの支払いや、市役所窓口で簡単な手続きにより、口座振替により納税できるペイジーというサービス、また、被保険者の納税意識の向上もあり、93.6%を確保することができました。

被保険者の皆様には一定程度のご負担をいただきながらも、国保会計の将来の財政運営に支障が出ないよう、適正な課税と収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

そのほかの歳入の主なものといたしましては、6款県支出金86億7,840万円余、そのうち普通交付金84億800万円余は、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位になりましたことから、左側の歳出、科目の2款の保険給付費に充当することになりますが、その給付費が被保険者数の減少やコロナ感染による医療機関の受診控えもあり、減少しましたので、この交付金についても、前年度比で、3億5,270万円ほど減額になっております。

次に8款、繰入金のうち、国保会計収支安定分繰入金につきましては、赤字になった場合に一般会計から補填されるものでございますが、平成28年度から赤字にはならず推移しております、昨年度も繰り入れはございませんでした。

次に9款繰越金は、前年度から7億2,480万円余を繰り越しておりますことから、歳入合計では、127億3,641万円、前年度と比較して、2億5,803万円の減額となっております。

続いて歳出に移ります。

2款保険給付費は、84億9,270万円で、先ほど歳入で説明いたしました県支出金の普通交付金がこの費目に充てられることになりますが、前年比でマイナス3億6,022万円、出産育児一時金につきましては、一人当たり42万円を55の方に支給しており、葬祭費につきましては、死亡時に5万円を153件、支出いたしました。

次に、5款保健事業費は、1億1,732万円、内訳としましては、生活習慣病予防対策としての特定健診や特定保健指導、また、国保保健指導は、医療費通知、ジェネリック医薬品の普及啓発のほか、糖尿病性腎症重症化予防事業、人間ドックの助成費用でございます。

以上により、歳出合計は、117億8,848万円、前年度と比較して、4億8,114万円の減額となっております。

その結果、歳入歳出差引額は、9億4,792万9千円、前年度の繰越金などを除く単年度の

実質収支につきましては、2億2,310万9千円、でございます。

以上が、令和4年度決算の説明となりますが、被保険者の減少が続く中、保険給付費は高い水準のまま推移するものと見込まれます。

また、一人当たりの医療費は上昇傾向が続いておりすることから、今後とも県と連携しながら、疾病予防、健康づくり事業などを実施して、医療費適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料②をご覧ください。

左上のグラフは、国保0歳～74歳の被保険者数の推移でございますが、国保では現役世代が減少し、年々高齢化が進んでいる状況にあります。

また、昨年は短時間労働者への健康保険の適用が拡大されたことに加え、団塊の世代の後期高齢への移行により、ここ数年では減少率が顕著になっております。

保険者といたしましては、全国、県内の動向とともに今後の推移を十分に注視してまいりたいと考えております。報告第1号並びに関係部分についての説明は以上となります。

続きまして、報告第2号、令和4年度 丸亀市国民健康保険 診療所特別会計決算について、ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

丸亀市が運営する国民健康保険診療所は広島・本島の2箇所です。広島診療所は青木、本島診療所は泊にあり、それぞれ常勤医師1名を配置しています。島民の方に医療サービスを提供するほか、特定健診やがん検診の実施、健康教室の開催などを通じて島民の健康づくりに努めています。島には他に医療機関がございませんので、島内で受診できる唯一の施設でございます。なお、本島診療所は施設整備事業が完了し、令和4年8月22日から新施設で診療を行っております。

それでは、決算の説明をさせていただきます。この資料は、広島診療所と本島診療所を合算した資料となっております。表の構成は1ページの国保特会と同じです。

歳入から、ご説明いたします。資料の左側が歳入でございますが、右から三番目の、令和4年度決算額の欄をご覧下さい。赤い線で、縦に囲っています。

まず、診療収入の欄、1、国民健康保険から、6、一部負担金までの計は、2,829万9千円で、前年度対比161万円の減です。島の人口の減少や高齢者の島外医療機関への入院等により減少しているものと考えております。なお、受診者数の平均は、広島が一日当たり6.0人、本島は一日当たり10.3人です。

次に、繰入金の欄をご覧ください。7,501万3千円で、前年度対比プラス1,310万3千円です。国保特別会計からの繰入金でありますが、本島診療所施設整備補助金分・広島診療所設備整備費補助金が、国保会計からの繰り入れに含まれること、また新本島診療所の整備や移転経費が必要となったことなどにより増額となったものです。

一番下の市債でございますが、本島診療所整備事業費に係る経費に充当するため、5,440

万円の起債を行ったものであります。

そのほかに、診断書等の文書料、雑収入を含め、歳入合計は、1億5,904万1千円で、前年度対比1,108万7千円の増となっております。

次に、表の右側の歳出ですが、歳入と同様に、右から三番目の令和4年度決算額をご覧下さい。赤い線で囲っている部分です。主なもののみ説明させていただきます。

総務費の内、1番 報酬は、診療所の看護師、事務員として従事する広島診療所4名、本島診療所4名の会計年度任用職員、合計8名の人事費です。2番 給料、3番 職員手当等、4番 共済費、以上3つの合は、3,865万7千円であり、広島診療所、本島診療所の所長である常勤医師2名分の人事費、及び会計年度任用職員の期末手当です。7番 報償費は、77万2千円で、医師不在時の代理診療の謝礼が主なものです。前年度対比9万6千円の減となっています。8番 旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る費用が、主なものであります。島しょ部ということで、船で渡ることから、大きい金額となっております。10番 需用費は消耗品や光熱水費、施設等の修繕料などで、71万9千円の増となっています。光熱水費の増が、主な理由でございます。11番 役務費は、通信運搬費や保険料となっております。12番 委託料は、212万8千円で、前年度対比60万5千円の増です。主には施設の維持管理にかかる経費ですが、医師の研修や出張など、医師が不在の時に依頼する代理診療にかかる委託料も含まれています。令和4年度は、本島診療所医師住宅の庭木を切り下げる必要が生じ、増額となりました。13番、使用料及び賃借料は、放送受信料やレセプトのオンライン請求にかかる経費です。14番、工事請負費は、広島診療所医師住宅エアコン取替工事にかかるものです。17番、備品購入費は、102万4千円で、96万9千円の増です。マイナンバーカードによるオンライン資格確認を実施するための、ソフトウェア購入費や、職員用事務椅子の買い替え等により増額となりました。18番の負担金補助は、両診療所に係る医師会費、負担金等です。

また、本島診療所整備事業費ですが、10番 需用費は、診療所引っ越しにかかる梱包資材等の経費です。12番 委託料は307万5千円で、前年度対比233万3千円の増です。新しい本島診療所の設備監理業務委託費や、移転にかかる引っ越し業務などに関する委託料でございます。14番 工事請負費につきましては、本体改修工事費として4,040万円、設備工事費として2,660万円、医療機器修繕工事として58万円の支出をおこなっております。18番 備品購入費は、事務机等や、薬用ケース等の医療用備品などの経費です。

以上、一般管理費と本島診療所整備事業費を合わせた総務費の合計額は、1億3,777万円で、前年度対比プラス1,265万円、率にして110.11%となっております。

次に、医業費についてご説明いたします。まず医療用機械器具費ですが、小計欄は、492万7千円で、前年度対比33万3千円の増、率にして107.25%でございます。その内の使用料及び賃借料の増額は、各診療所から、周辺の島への往診に伴う船舶借り上げ料の単価の上昇によるものです。また、備品購入費につきましては、広島診療所の超音波画像診断装置を購入しました。

次に、医療用消耗機材費ですが、小計欄は、1,370万1千円で、前年度対比111万5千円の減、率にして92.47%となっております。需用費は、薬剤、治療材料の医薬材料費、役務費は、血液検体等の検査手数料が主なものです。

次に、医療用衛生材料ですが、小計欄は118万3千円、そのうち、需用費は、医療用の消耗品、使用料及び賃借料は、在宅酸素療法の装置使用料等に係るものでございます。

次に公債費は、元金・利子の合計で146万円です。各診療所の医師住宅や両診療所の医療器更新に係ります長期債償還元金・利子でございます。

歳出合計は、1億5,904万1千円で、歳入・歳出合計額が同額ですので、翌年度繰越金は0円であります。報告第2号の説明は以上のとおりです。

報告第1号、第2号につきまして、一括して説明させていただきました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

<会長>

報告第1号、第2号について、事務局より説明がありました。

質問等がございましたらお願ひいたします。

ご意見が無い様ですので、議事につきましては終了いたします。

[8] その他

次に、5番の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

最初に、令和5年度における今後の国の制度改正について説明いたします。

出産時における保険税負担の軽減は、令和6年1月からの施行を予定しております。

国の方針により、被保険者の産前産後の4か月相当分について、均等割と所得割分が免除とするよう、条例改正を予定しております。

対象者の見込み数でございますが、令和4年度、3年度の実績で50件から60件程度を見込んでおります。

なお、国、県の公費負担によりまして、市の負担は減免する額の4分の1となります。

次に2 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の対応について、最初に、(1)の傷病手当金の支給でございます。

(1) 被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備するため、国の財政支援に基づき傷病手当金を支給しました。

支給実績といしましては、令和3年度が16件、985,938円、令和4年度が101件で、支給額は3,440,438円でした。

また、(2)の税の減免につきましては、収入の減少が見込まれる世帯などに対し、令和4

年度は 15 件 2,292,100 円、令和 3 年度は 44 件 7,396,600 円 の国保税を減免いたしました。

次に、本市の 3 令和 5 年度に策定する保健事業の関連計画についてでございます。

(1) 丸亀市国民健康保険データヘルス計画（第 3 期）、(2) 丸亀市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第 4 期）、いずれも計画期間が令和 6 年度から 11 年度までの 6 年間で、現在策定作業中でございます。今年度中に計画を策定いたしまして、次の運営協議会で内容等のご報告をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

<会長>

事務局の説明が終了いたしました。質問等がございましたらお願ひします。

ご意見はございませんか。

事務局からは他にありませんでしょうか。

<事務局>

それでは、今後の予定についてお知らせいたします。

本運営協議会は、年 2 回から 3 回程度、開催しています。本年は年 2 回の開催予定で、次回は令和 6 年 1 月末頃に開催することを考えております。

しかしながら、至急の案件が発生しました場合は、隨時、会を開くこともありますのでご了承下さい。

なお、委員の皆様にお配りしている資料で、「支え愛の国民健康保険へ！」これは、香川県が作成したものでございます。県単位化され、これからまた色々と県内で話し合いをしながら、一つの共通のものを作っていくという資料ですので、目を通していただけたらと思います。それと合わせて「令和 4 年度 国保だより」もお配りしております。こちらは、一年に一回、丸亀市が作成し、被保険者の方にお配りしていますので、こちらも合わせて見ていただけたらと思います。事務局からは以上です。

[9] 閉会

<会長>

それでは、他にご意見やご質問等はございませんか。

無いようですので、これをもちまして、本日の協議会は閉会とさせていただきます。各委員の皆様にはご熱心にご協議いただき議事が円滑に進行できましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。